

答申第 2 号

答 申

「社会的差別のおそれのある個人情報の収集の制限の例外に関する個別事項」について、その理由や必要性等を審議した結果、当審査会の意見は下記のとおりです。

記

1．諮問のあった事項については、個人情報取扱事務の目的を達成する上で必要と判断され妥当な内容と認められます。

なお、収集する個人情報が、個人の人格に深く関わるものであり、その取扱いによっては基本的人権を侵害する危険性が高いことから、特段の配慮が必要と考えます。諮問のあった事項に該当する場合であっても、特段の配慮が必要と考えます。

2．付言

個人情報の取扱いについて、以下のとおり要望します。

保有をする必要がなくなった個人情報については、適切な方法により、確実にかつ速やかに廃棄又は消去を行い、個人情報の適正管理を厳正に行うこと。

(参考)

社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集の制限に関する事項(個別事項)(条例第5条第2項ただし書)

番号	収集する個人情報の内容	収集する理由又は必要性
1	児童・生徒の進路保障に係る実態把握当事業を行う中で、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集するとき。	児童・生徒の進路保障を推進していくのに際し、対象となる児童・生徒の個人情報を収集する必要があるが、その中には社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が含まれるときがある。